

第1章 総 則

第1節 対象とする災害及び計画の構成

大-1-2

第1章 総 則

第1節 対象とする災害及び計画の構成

本計画は、「佐倉市地域防災計画」のうちの大規模事故対策編であり、大規模事故として想定する災害の範囲は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的要因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものとする。

佐倉市で発生すると想定される大規模事故及び対策計画は、次のとおりである。

なお、次に掲げられていない災害で、大規模事故に類する災害については、地震災害対策編、風水害等災害対策編及び大規模事故対策編に準ずる。

放射性物質事故対策計画	放射性物質事故に対する予防対策、応急対策について定める。
大規模火災対策計画	大規模火災に対する予防対策、応急対策について定める。
危険物等災害対策計画	危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の災害に対する予防対策、応急対策について定める。
航空機事故災害対策計画	航空機事故災害に対する予防対策、応急対策について定める。
鉄道事故災害対策計画	鉄道事故災害に対する予防対策、応急対策について定める。
道路事故災害対策計画	道路事故災害に対する予防対策、応急対策について定める。